

第7回 原産地証明制度改革検討会議事概要

日時：平成21年8月27日(木) 14:00～16:00

場所：経済産業省別館11階1120会議室

出席者：飯塚委員、大野委員、小林委員、坂元委員、谷口委員、永田委員、
端田委員、宮崎委員、
栗原委員、山内委員、赤木委員、麻野委員、加藤委員、
長谷川委員、三浦委員(中井代理)

事務局：三田課長、武田室長、金山係長(経産省経済連携課)
赤木室長、笠井補佐(経産省原産地証明室)

議題：(1) 日スイス協定における認定輸出者の認定基準について
(2) 原産地証明制度に係る論点について

- ・検討会における今後の議論の方向性について
- ・最近の経済連携協定(EPA)及び原産地規則に係る議論の状況について

資料：座席表

議事次第

- 資料1 原産地証明制度改革検討会委員名簿
- 資料2 日本・スイス経済連携協定と原産地規則について
- 資料3 認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続について
- 資料4 原産地証明制度改革検討会の議論の方向性について(案)
- 資料5 最近の経済連携協定(EPA)及び原産地規則に係る議論の状況

参考資料1 原産地証明法に基づく認定輸出者自己証明制度に係る認定申請等の手引き

議事概要：

議題(1) 日スイス協定における認定輸出者の認定基準について

資料3に基づき、赤木室長から、認定輸出者を認定する際の基準等を含め、認定輸出者自己証明制度の概要に関する説明が行われた。

議題(2) 検討会における今後の議論の方向性について

資料4に基づき、赤木室長から、当検討会における今後の議論の方向性について、事務局としての案が提示された。

・事務局からの提案

手続の簡素化、日スイス協定に基づく認定輸出者自己証明制度の導入によって、制度面での利便性の向上は一定の成果を得たところではあるが、今後は制度が一層適確に運用されるよう取り組んでいくべきであり、特に自己証明制度については、中小企業を含めた制度の活用拡大のため、原産地を証明するに当たって必要となる情報や資料の明確化に資するベストプラクティス集、ガイドライン等を、業界別に整備することが有用ではないかとの認識が提示された。

議題(2) 最近の経済連携協定(EPA)及び原産地規則に係る議論の状況について

資料5に基づき、三田課長より、現在のEPA交渉に関する状況について、今後の予定を踏まえて説明が行われた。その後、資料4及び資料5の説明について委員による意見交換が行われた。

委員からの主な意見

誓約書制度の導入によって、原産地証明書の発給にあたって手続きの簡素化が期待できるが、一方、商社のように自ら生産した物品を輸出するとは限らない場合には、輸出する物品が原産品でないリスクを負うことになる。誓約書制度を使用するか否かの判断は、このリスク管理と制度によって得られる経済的利益との勘案によることになる。

今後、認定輸出者による自己証明制度が拡大していく事が見込まれるが、誓約書に誤りがあったことにより科される罰則については、製造業者ではない商社などの輸出者に対して低減の措置を講じるなど業界毎に柔軟な対応をしたり、協定毎に認定輸出者としての認可を得なければならない現状を改め一度認定を受ければ各協定に適用出来るようにするなど、使い勝手の良い制度に向けて検討して頂きたい。

原産地証明書の発給手続きの簡素化がなされてきた中で、申請者が従来提出していた原産性を示すデータや資料も簡素化されてきた。そのため、企業によっては、本来保存しておかなければならないはずの資料が管理できていなかったり、原産性の証明に係るノウハウが蓄積されていなかったりといったこともあるのではないかと懸念している。

原産地証明制度については、原産地規則等の複雑な面もあるため、中小企業等にとってなじみにくいところもあるが、制度の利用に伴い大手メーカーや商社等はそのような中小企業に是非指導をしていただきたい。

使用する原材料の種類や部品点数の少ない製品、関税番号の変更が明らかな製品においては、原産性の判定に必要な情報収集のコストは比較的少なくすむが、多くの部品を用いて製造される製品の場合には情報収集のコストがかかる、というように業種によって原産地証明制度を利用するのに必要なコストは異なる。

業界別にコストが異なるのに加え、原産性を証明するために必要となってくる資料も異なってくる。日スイス協定の発効によって検認の要請を実際に多数受けるであろうことを考慮すると、どのような資料をどの程度の水準で準備しておくべきかの相場を把握しておきたい。そうすることが制度上のリスクを低減することにもなる。

申請者の水準の底上げ、中小企業を中心とした利用の範囲の拡大といった両面からの検討が今後必要になってくる。

議論を踏まえ、事務局からの提案について委員から概ね了解を得た。今後、事務局にて具体的な作業について検討することとなった。

その他

- ・原産地証明制度改革検討会（第7回）の資料は、経済産業省のHPに掲載する予定。
- ・次回は、平成21年末頃に開催する予定。

問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室

電話：03-3501-0539

FAX：03-3501-5896